

平成28年度福岡市保健福祉審議会 第1回障がい者保健福祉専門分科会

【事務局】 保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会を開催いたします。私は本専門分科会の事務局を担当いたします福岡市保健福祉局障がい者部長の平田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。4月1日で着任いたしております。

まずは、熊本、大分で発生しました地震によりまして大きな被害が出ております。亡くなられた方のご冥福を深くお祈りするとともに、被災された方々に対しましては心よりお見舞い申し上げます。被災地の1日も早い復興をお祈り申し上げます。

福岡市におきましても、14日の地震発生以降、被災地に対しまして職員の派遣あるいは物資などによりまして支援を行っているところでございます。本日も保健福祉局長をはじめ、理事、関係部長が対応いたしております。誠に申し訳ございませんが急きよ欠席とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は委員総数22名のところ、少し遅れて来られる方もいらっしゃいますが、現時点で16名ご出席いただいております。過半数の要件を満たしておりますので、福岡市保健福祉審議会条例第7条第6号の規定により、本専門分科会は成立いたしておりますのでご報告いたします。また、福岡市情報公開条例に基づきまして、本専門分科会は公開となっておりますのでよろしくお願いいたします。

まずは資料の確認をさせていただきたいと思っております。お手元の資料をご覧ください。一番上が会議次第となっております。その次が座席表、委員の皆さまの名簿。それと右肩に資料1と書いてございますけれども、「福岡市保健福祉総合計画（原案）障がい者分野計画に係るパブリックコメント結果の概要」、これがホチキス留めされております。その次に資料2といたしまして「障がい者分野（答申案）」、次がA4横になりますけれども資料3「パブリックコメント対応案」となっております。次に資料4「パブリックコメントの意見全文」。続きまして資料5「平成27年度障がい者保健福祉専門分科会及びアンケートで出された意見の内容と計画への反映状況について」という資料でございます。最後に、こちらもA4横になりますけれども、資料6「専門分科会スケジュール(案)」ということでお配りいたしております。

それと併せまして、原案の冊子もお手元にお配りいたしております。この原案につきましては非常にお荷物にもなりますので、分科会終了の時点で机の上に置いていただいて結構でございますので、よろしくお願いいたします。足りない資料等がございましたら、よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

議事に入ります前に、今回、委員の交代があつてございますので、新任の委員のご紹介をさせていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。7番目でございますけれども、福岡市民間障がい施設協議会の会長で椎葉委員でございます。進藤委員の後任になられます。よろしくお願いいたします。

それでは椎葉委員、一言ご挨拶をよろしくお願いいたします。

【委員】 皆さん、こんにちは。今ご紹介いただきました福岡市民間障がい施設協議会の会長に4月からなりました。本体の施設は板屋学園と申します。板屋学園の園長をしております椎葉亮と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

福岡市の障がい福祉に関しては25年ぐらいずっとやっておりますので、本当に良い福祉を目指して今から先もやっていきたいと思っておりますので、皆さん、どうぞよろしく

お願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

事務局におきましても、4月1日付けで私も含めまして6名の異動がございましたのでご紹介いたします。保健福祉局理事の永淵、総務部長の金子、健康医療部長の大島、この3名が4月1日から着任しておりますが、本日は先ほど申しました被災地等の対応で欠席させていただいております。続きまして、保健予防課長の執行でございます。精神保健福祉センター副所長の江口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは本日の会議次第についてご説明いたします。お手元の会議次第をご覧ください。今回の議事は「次期福岡市保健福祉総合計画各論（障がい者分野）の答申案について」の1点でございます。

これより先の会議進行につきましては吉良会長にお願いしたいと思います。吉良会長、よろしくお願いいたします。

【会長】 それでは本年度の分科会を始めたいと思います。議事は今日は1つですけれども、「次期福岡市保健福祉総合計画各論（障がい者分野）答申案について」をご議論いただきたいと思います。まず、この答申案について事務局からご説明よろしくお願いいたします。

【事務局】 障がい者在宅支援課長でございます。

それでは、次期福岡市保健福祉総合計画各論（障がい者分野）答申案についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。まず、「パブリックコメント結果の概要」でございます。1番目に「市民意見募集概要」につきまして、意見募集期間についてはここにあります記載のとおりでございます。意見の提出状況につきましては、障がい者分野計画に対する意見といたしましては89件のご意見がございました。参考に、計画全体では161件ございました。

次に、「2. 福岡市保健福祉総合計画（原案）障がい者分野に対する市民意見」の主なものでございます。まず、「(1)原案を修正した意見」が6件ございます。原案の修正内容は後ほどご説明いたしますので、まずは意見の内容のみ紹介させていただきます。意見のアとイですが、「障がい者の国際交流や海外からの障がい者の来訪に備えた基盤づくり、まちづくりについて触れたらどうか」とのご意見でございます。

次のウは、「障害者基本法では手話は言語と定められており、通常のコミュニケーションである話し言葉、書き言葉と異なるコミュニケーションを用いる市民への配慮等について掲載が必要ではないか」との意見でございます。

その次のエは、「障がい者スポーツセンターの事業概要は場の提供の記述だけでは不十分ではないか」とのご意見でございます。

オとカは差別解消にかかるご意見ございまして、オは「差別禁止条例の制定の意向を示してもらいたい」というもの。カは「障害者差別解消法施行に伴う対応として、地方公共団体においては不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮に関しては義務、職員対応要領に関しては努力義務となっているにもかかわらず、全体を「努める」という表現でまとめてよいのか」とのご意見でございます。

次に、「(2)計画案どおりとしたもの」の代表的なものを記載しておりますのでご紹介いたします。全体では83件ご意見がございました。まず「①事業実施や施策の推進の参

考とする意見」ということで、ご意見を参考に具体的な事業や施策を進めていきますというようなお答えをするものでございます。今回の計画は総合計画という性格上、具体的な施策や事業の1つ1つについてあまり言及しておりませんので、このようなご意見に対応しまして計画の表記を変えるとかそのことについて言及することはなかなか難しいのですが、ご意見は参考として大事にしながら、実際の事業や施策を推進していくという内容のものでございます。

まず1つ目の丸ですが、「区役所の窓口には障がい者全般のことがわかる詳しい人を配置してほしい」というご意見です。2つ目が「精神障がい者施策の充実を追加してほしい」という内容でございます。3つ目は「障がい者の地域移行に必要なグループホームの福岡市独自の運営費補助をしてほしい」というご意見です。4つ目は「避難行動要支援者名簿と災害時要援護者台帳は違うものなのか。大切なことなので周知を徹底してほしい」というものです。5つ目は「公的機関から郵送される視覚障がい者へのお知らせなどは、内容がわかるよう点字での通知をしてほしい」というご意見です。6つ目としては「駅ホームの可動柵の設置や音響信号機の設置など、交通バリアフリーを推進してほしい」というものです。7つ目は「視覚障がい者家庭生活訓練事業及び視覚障がい者生活訓練事業の継続を望む」というご意見です。最後の丸は「障がい児の療育・相談支援等の人材育成・確保を図ってほしい」というご意見です。

こういったいろいろな事業についてのご意見が83件ほど出ておりまして、これについては基本的にこれから具体的な事業や施策を進めていきますので、その中で参考にしてまいりたいというお答えをしていこうと思っております。

次に、「②今後の事業見直しを検討する際に参考とする意見」でございます。これはこれから検討しようとしている事業見直しにあたりまして、ご意見を参考にして進めていくものや、あるいは今回の計画の中に書き込んでいくにはさらなる検討が必要というものでございます。

まず1つ目は、「困ったことが起きた時に安心して相談できる窓口やグループホーム、いつでも誰でも入れる場があるとありがたい」というご意見です。2つ目は「施策の再構築を考えるのであれば、ぜひとも医療ニーズの高い方でも活用できる短期入所をはじめとする福祉サービスを充実させてほしい」というご意見です。3つ目は「福岡市重度心身障がい者福祉手当は本当に必要か。この予算を医療ニーズの高い人たちへ使ってほしい」というご意見です。4つ目は「親亡き後についての取り組みが形になっていくことにとっても期待している。今後、取り組みにあたって必要な支援や機能、地域生活拠点について当事者の意見を聞いてほしい」というものです。5つ目は「あいあいセンターでの発達障がい児診断のタイムリーな受診、優先的な転園制度、小学校の発達障がい児クラスの設置など、発達障がい児に対する支援を充実してほしい」というものでございます。

この中には、今回その方向性を出しているんですけども、その中で検討していくという中身、施策の大きな括りのものはこういった形で今後見直しの中で参考にしてまいりますというものでございます。

次に、「(3)国に要望すべき意見」でございますけれども、これは基本的には市のレベルでは直接的に実施することが困難なもの、国に対して要望していくというものです。具体的には「介護・福祉従事者の給料を上げて、より良い人材の確保を図ってほしい」

という意見でございました。

以上、パブリックコメントのご意見の主なものを紹介させていただきました。これらの意見を含めまして、障がい者分野に関するご意見と対応のすべてにつきましては、資料 3 にまとめてございます。表紙には施策分野ごとにご意見の数、それからその対応状況を一覧にしておりますので、これを見ていただければどういったところに意見が多かったということが分かると思います。内容とともにご確認いただければと思います。また、パブリックコメントの意見につきましては、その全文を資料 4 にまとめておりますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、パブリックコメントのご意見に基づいて原案を修正した内容についてご説明をいたします。先ほどの資料 1 の表紙に戻っていただきまして、2 の「(1)原案を修正した意見」の部分です。

まずアとイについてでございます。ページを 1 枚めくっていただきまして、1 ページ上段の囲みの中に、パブリックコメントのご意見の要旨などを記しております。ここでは障がい者の国際交流や海外からの障がい者の来訪に関するご意見でございました。

下段の修正案のところですけれども、これにつきましては障がい者分野に関するご意見ではございますが、実は地域分野計画の施策 5-4「ユニバーサルデザインの理念による地域づくり」という記載の中の 3 つ目の丸に関連する内容がございまして、ここを修正しております。この 2 行目に「外国人」という言葉を入れることで今回対応するという修正案でございます。この 3 つ目の丸の部分を読み上げます。「日常生活や社会生活におけるバリアを取り除くことで、高齢者や障がいのある人、妊産婦やベビーカーを使用する人、外国人などが円滑に移動したり、施設の利用ができることなどの重要性について、市民一人ひとりが理解を深め、支え合うことができるよう心のバリアフリーを推進します」というものでございます。

次に意見のウ、手話に関する意見ですけれども、2 ページをお開きください。意見の要旨等は先ほどと同じように上段の囲みの中にありますとおりでございます。これは今回の総合計画の全体に関する意見として出されているところでございます。修正は障がい者分野の施策 2-4「意思疎通支援」に、施策の方向性に関する項目を 1 つ加えることで対応するという修正案でございます。加えます部分、赤字の部分ですが、ここを読み上げます。「日常のコミュニケーションに困難を抱えた障がいのある人や、言語である手話などについての啓発を進め、市民の理解の促進に努めます」を加えるという案でございます。

意見のエ、障がい者スポーツセンターの事業概要の記載に関する意見でございます。3 ページになりますが、意見の要旨等は上段の囲みの中のとおりです。修正は障がい者分野の施策 2-6「スポーツ・文化・レクリエーション・社会参加の推進」の現在の主な事業の表の 8 段目に「スポーツセンター」がありますが、事業概要の欄を書き改めまして「水泳、バスケットボール、卓球、トレーニングなどの機会の提供」、「場」を消すという意味です。「障がい者スポーツの指導、指導者派遣、相談対応及び情報提供」とするものでございます。

意見のオとカでございます。差別解消に関する意見でございまして、4 ページと 5 ページをお開きください。まず意見のオ「差別禁止条例制定の意向を示してもらいたい」につきましては、5 ページの上から 4 番目の丸が従来の記述ですけれども、これを全面

的に一番下の丸に書き改めます。読み上げますと、「また、福岡市の実情を踏まえ、障がい者を理由とする差別の解消に向けて、障がいのある方をはじめ関係者の意見を聞きながら、差別の解消を目的とする条例の制定に取り組みます」とするものでございます。

意見の力につきましては、ご意見の内容は 5 ページの一番上の丸が該当部分ですが、これも全面的に書き改めます。これに関連いたしまして、平成 28 年 4 月 1 日に障害者差別解消法が施行され、福岡市といたしましても職員対応要領の作成や障がい者差別解消支援地域協議会の設置をいたしましたので、ここの関連の記載を全面的に改めたいという案でございます。

まず 4 ページの「現状と課題」に関する記載です。1 つ目の丸の 2 行目は「4 月に施行されました」という微修正です。2 つ目の丸は「職員対応要領を作成しました」といった内容に書き改めます。3 つ目の丸は「福岡市障がい者差別解消支援地域協議会を組織しました」という内容でございます。

5 ページの施策の方向性の欄につきましては、「条例の制定に取り組みます」という文言が入るのですが、下から 2 つ目の丸も新たなもので、「障害者差別解消法の周知・啓発を進めるためのフォーラムの開催など、法の円滑な施行に向けて取り組みます」という内容でございます。以上がパブリックコメントの意見に基づく原案の修正案でございます。

最後に、パブリックコメントに基づくものではないのですが、原案の修正箇所がもう 1 つございますのでご説明いたします。資料 2「第 4 部障がい者分野（答申案）」の 227 ページ、後ろから 2 ページ目ですが、「成果指標」がございます。表の 4 段目の部分に、「安全・安心のための社会環境整備ができていると感じている人の割合」という項目を新たに加えるという修正案でございます。現状値、目標値につきましては、表の下の※2 のところですが、「平成 28 年度に実施する障がい児・者等実態調査に基づき設定したい」と考えております。

この修正は本年 1 月に開催いたしました保健福祉審議会の調整会議でのご指摘によるものでございまして、総論の成果指標に関連するものでございます。参考に「福岡市保健福祉総合計画（原案）」という冊子の 62 ページになりますが、図表 44「総論の成果指標」というのがございます。その 3 つの方向性の 3 つ目のところ、「③安全・安心のための社会環境整備」の成果指標が、「安全・安心のための社会環境整備ができていると感じている人の割合」というものでございます。これは調査が市民全般に対してのもので、ここで出てくる数値、予定されている数値につきましては障がい当事者の方に限ったデータではないということから、障がい当事者のデータが必要じゃないかと。これにつきましては障がい者分野の先ほどの部分、実態調査からデータを把握したいという内容でございます。以上が原案に対する修正案の内容全体でございます。

なお、資料 5 がございまして、これは前回宿題をいただいております「当専門分科会及び当事者に対するアンケート調査で出された意見の内容が計画にどう反映されているのか、反映されていないのか」というところのとりまとめをした資料でございます。これも併せて参考にご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【会長】 どうもありがとうございました。今、課長からパブリックコメントの概要と、それを基にした原案の修正等が示されました。今、全般的なご説明をいただきましたが、

これにつきましてご質問やご意見などございましたら、どこでも結構ですので一括して審議させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 どなたかございませんでしょうか。

ないようでしたら、私からとりあえず申し上げます。(1) のアのところですが、このご意見は「障がいのある外国人」ということを念頭に置いているのではないかと思います。施策 5-4 の修正だと「外国人」という一般的なことになっていますので、特に障がいということあまり意識しないで外国人ということになりますので、ここで出た意見と微妙にずれているのではないかという気が僕はするんですけどどうでしょうか。

【事務局】 こちらの意見につきましては、全体に影響する意見ということもございまして、外国人を含めたところを少し広く取りながらということもあって、こういった内容で今回は整理をさせていただいています。そこに「障がい者」というのが入ってくるのかなとは思っているところです。

【会長】 「海外からの障がい者来訪」というところで、「外国人など」というのは微妙に違うと私は思います。障がいのある外国の人をどう受け入れるかという問題ですので、少し焦点がぼけてると思いますがいかがでしょうか。

【事務局】 これにつきましては今、修正案として出しておりますけれども、また持ち帰りまして検討させていただきたいと思っております。全体にも及びますので、今度は総会でも審議がありますので、またそちらでお願いしたいと思っております。

【会長】 分かりました。ほかにどなたか、どういうことでも結構です。

【会長】 どなたかございませんでしょうか、少し考えていただいて。

そしたら私からもう 1 点。施策の 5-1 ですが、5-1 のマイナーなことかもしれませんが、最初の 5-1 の一番上にある丸を全部消しているわけですけれども、「職員対応要領を作成した」というのは前のほうに出ていますのでこれはいいのですが、その消している丸の後半部分で、「障がいを理由とする差別の禁止に関して、福岡市役所の職員が率先して適切に対応することができるように努めます」という、ここが全くすべて消えてしまっているような印象を持つのですが、「職員対応要領を作成した」と、作成したということはいいんですけれども、「これに基づいて適切に対応するように取り組む」というふうな文章がなくなってるように思いますがいかがでしょうか。

【事務局】 そのあたりを含めて下から 2 つ目の丸に今後のところで書いてはいますけれども、おっしゃるとおり、本来その語尾を「努めます」ではなくて「そのように取り組みます」という形で、ご意見はそういうご意見だろうと思っております。もっともなご意見でございしますので、そこはまた検討させていただきたいと思っております。

【会長】 よろしく申し上げます。ほかにどなたかございませんでしょうか。

【委員】 今の部分と同じところだと思うんですが、意見としては「合理的配慮に関しては義務、職員対応要領については努力義務となっているのに、全体を「努める」という表現でまとめてよいのか」という意見なので、これの区別というか、それぞれについての対応の違いを示してもらいたいという趣旨のご意見だと思いますが、それに対応した書き方にはあまりなっていないような感じがしますが、いかがでしょうか。

【会長】 どうでしょうか。少し書きにくい面もあったのかなと僕は思ったのですが、課長いかがですか。

【事務局】 書きにくかったというわけではなかったのですが、全体が 4 月 1 日

で時点が変わってしまったので、その中で説明をするという形で整理をさせていただいたので、少しこのあたりが丁寧になってなかったのかなという気は確かにいたします。内容的には、ここにある内容の語尾のところが問題であるという認識はそのとおりでございます。

【委員】 「こういうこともするほか、こうこうします」とか「これしましたよ」みたいな感じになっているので、工夫されたら良いのではないかと思います。以上です。

【会長】 「取り組みます」ということに今度はしていますので、「努めます」よりは少し強くなったのかなと思います。そのあたりの文章をぜひ、義務ですから工夫していただいたらよろしいかと思います。よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 施策 2-4 の「意思疎通支援」の修正案の表現ですが、「日常のコミュニケーションに困難を抱える障がいのある人についての啓発と、言語である手話などについての啓発」。障がいを抱えた人、障がいのある人についての啓発というのがちょっと。何を啓発するのかという内容が、手話についての啓発は分かるんですけど、その前の文章の啓発の意味がはっきりしないかなと思います。

【会長】 この文章はおかしいと僕も思います。委員に賛成です。「人」というのがおかしいと思います。コミュニケーションのある障がいについての啓発に努めるというのが形じゃないかなと思いますが。「人」とするとおかしい気がします。

【委員】 「言語である手話などについて」というのも、これを福岡市民が読んだときに障害者基本法というのを分かった上だとすごく理解しやすいんですけど、一般市民の人が「言語である手話などに」という表現だと、ちょっと理解しづらいような。「言語の1つである手話」とか、そういう表現のほうが一般の市民の方は理解しやすいのかなという気がします。この前提のパブリックコメントを知っていると理解がしやすいんですけど、この文章だけ読んだときにピンとこないと思います。

【会長】 確かにそんな感じがしますね。

【事務局】 この「言語である手話」というところは皆さんに知ってもらわないといけない内容で、啓発をという話になりますけれども、これ自体が分からなくては意味がないのは確かですね。この辺の表現と、それから説明を加えるなど、工夫をさせていただきたいと思います。

【会長】 啓発したい内容について、もう 1~2 行付け加えると分かりやすいかもしれませんね。お願いします。

ほかにいかがでしょうか。どういうことでも結構です。

【委員】 今さらですけど、いわゆる犯罪歴のある障がい者の問題というか、確か地域生活支援協議会のほうでも新たに部会ができると聞いていますが、そういった課題に対する取り組みについては何も触れられてないというのがちょっと気になったんですけど、どうですか。

【会長】 課長、どうですか。犯罪のことはあまり出てこなかったような気がします、この分科会では。

【事務局】 そうですね。あまり議論にはなってはなかったのですが。

【委員】 今、ぱっとこれを読んだところ、言葉としては触法障がい者みたいな言葉は 1 つもないかなとは思ったのですが、この分野には詳しいわけではないので、どういっ

た課題でどういった対策が必要かとか、そういったことはあまり詳しくはないんですけど、一言も触れられてないのはどうなのかなと思って、ちょっと気になって質問しました。

【事務局】 相談支援のところで193ページ、原案の冊子のほうですけども、こちらの4つ目の丸のところいろいろなことを想定して書いている部分ですが、「必要な社会資源に結びついておらず社会から孤立していたり、サービスの適正な利用がされておらず、本人が抱えている課題の解決につながってない人に対する支援を検討します」というところに、そういった触法障がい者の問題も含めて書いていると。地域生活支援協議会のご意見というか、そこでもいろいろ議論されているので、それを踏まえてここに書いてるということではあります。

【委員】 具体的な取り組みとしては、これから検討していくという流れでよろしいんですかね。

【事務局】 そうですね。特にそこを意識して前に出すのか、全体の中でやっていくのか、実際に地域生活支援協議会の中で取り組みは開始しているので、その中でやっていくという話にはなっておりますが、今の原案としてはここに含んでいるという形で書いているということです。

【委員】 分かりました。

【会長】 その部分は障がいのところ以外で、全体で何か書かれていますか、ほかのところにも。

【事務局】 この問題は障がい者のところでの問題になるので、かなり個別の問題なので、全体の中には出てこないと思います。

【会長】 ここの障がいのところしかないんですね。そしたら非常に重要な点だと思うんですが、この分科会では今初めて出たように思います。ですから犯罪を犯した障がい者の方の支援とか更生みたいなことですね。何も書かないでいいかどうか悩ましい点かなと思います。

【事務局】 精神保健福祉センターの所長ですけども、触法精神障がい者に関しては医療観察法という法律があり、保護観察所を中心に、指定入院医療機関で非常にインテンシブな治療が行われていて、そこを退院した人には指定の外来通院医療機関というのがあります。そこに通院している患者さんに関しては保護観察所がケース会議を頻繁に開いてくれていて、そこに保健所の職員、地域の支援機関等と一緒に集まってケアをするという仕組みがあります。

福岡市も、そういう意味では保護観察所が主導ですけども、保健所の特に精神担当職員がケア会議に入って、その方を支援するということは実際に行われています。

【会長】 どうもありがとうございました。精神障がいについてはそうですが、それ以外についてはあまりないんですかね、今のところは。

【事務局】 今、主に取り組んでいるのは軽度の知的障がいの方がその問題で一番よく出てくるところでして、その問題については実際の取り組みが相談支援センターと地域定着支援センターという福岡県のものがあって、そこと連携をしたり、司法と連携をしてやっています。

それで実は、皆さんのお手元には今ないと思いますけれども、これは総合計画なので結構大きな方向性みたいな形で書いています。具体的にはこんなことに福岡市としては

取り組んでいくことを想定しているというのを11月頃に出しまして、その中に「障がい者の社会的孤立防止支援」という項目があります。そこに「触法障がい者の生活基盤づくりの支援」という形を出しているのですが、そういう意味ではこの専門分科会の中で1回そういったのがこの背景にありますという説明をした上で、これは公開の資料として出た中で先ほどの記述になっているということになるかと思えます。

【会長】 どうもありがとうございました。この原案の193ページの「社会から孤立していたり、サービスの適切な利用がされておらず、本人が抱えている課題の解決につながっていない人」というところに含まれるというのは分かりますが、ここで法に触れたような経験のある障がい者の方についての文言を何か入れられないか、工夫したほうが良いような気がします。そうしないと、そこに対する配慮が全く見えてこない気が僕はしますが、いかがでしょうか。

【事務局】 この専門分科会でそういうご意見でございますので、そこはこの原案を修正することを検討してまいりたいと思います。

【会長】 精神障がいについてあるいは知的障がいについてなされているような取り組みがありましたら、ぜひそういうところを勘案して追加いただいたらよろしいんじゃないかという感じは持ちます。どうぞよろしくお願いします。

ほかにはいかがでしょうか。

【会長】 今まで随分、何回も何回も検討を重ねてきておりますので大体できあがっている印象は受けますが、漏らしてるところとか何かお気づきのことがあれば。

どうぞ、ご質問でも構いません。

【委員】 資料1の2番の②の一番下に、あいあいセンターで発達障がい児の診断とか受診とか優先的な転園制度とか書いてあるんですが、実際今年4月から保育園に預けたという障がい児のお母さんが、保育園のほうはいいと言われたけれども、お母さんが働いてないから駄目って言われてしまったそうです。親としては、親が働くというよりも子どもの成長のために保育園に行かせたい、今までは障がい児の施設に行っているけれども、一人遊びしかしないのでかかわってくれる人がいるような保育所で過ごさせたいと言ってあったんですけども、結果的にお母さんが働いてないから駄目だと言われたということでがっかりしてあったので、今後はこういうのが実際に叶うようになるのでしょうか。

【事務局】 こども発達支援課長です。保育園のほうは今日は担当が参っておりませんので直接の回答はちょっとできないんですけども、保育所は就労の支援という施設なので、保育園でお預かりするのは難しいかと思っています。幼稚園でお預かりする形になってくるかと思えます。以上でございます。

【会長】 ほかにどなたかございますでしょうか。特にございませんようでしたら、いくつか意見がございましたので、事務局のほうで修正案の文言をお考えいただいて、私のほうで内容を確認させていただいた上で、当専門分科会の最終的な意見として決定させていただいて、最終的には5月16日開催予定の福岡市保健福祉審議会総会で確認するという手続きになるかと思えます。

修正案の内容の最終的な専門分科会としての確認決定については、私のほうにお任せいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

【会長】 どうもありがとうございます。

それでは、そのほかについて事務局のほうからご説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【事務局】 資料 6 という A4 横の資料がございます。「福岡市障がい者保健福祉専門分科会スケジュール（案）」というものでございます。今年度の専門分科会のスケジュール案をここにお示ししていますので、予定をご説明したいと思います。

まず左側の枠ですけれども福岡市保健福祉審議会、右側のところが当専門分科会になります。今日は 4 月 18 日で第 1 回。これは保健福祉総合計画のパブコメ案、最終案の確認というところです。そしてそれを今度 5 月に福岡市保健福祉審議会に取りまとめを総会等に出しまして、これにつきましては 6 月に計画の策定の予定でございます。

それで当専門分科会は、次は 7 月ごろを予定しております。内容的には、右のほうを見ていただきまして第 2 回のところですが、福岡市障がい児・者等実態調査について」ということで、これについて第 2 回、第 3 回、第 4 回で 29 年度の第 1 回というふうに予定していますけれども、実際に実態調査をこれからやっていくということになります。これは次の障がい福祉計画、この総合計画ではなくて実施計画のことを念頭に置いて実態調査をする。それは次の計画にもかかわってくる。どっちにしてもまず実態調査が 3 年ごとの分が入りますので、それを内容等についてご審議いただいて、実態調査をして、中間報告等をやります。最終的には来年の第 1 回あたりに実態調査の結果報告をするというスケジュールを予定しております。

それから第 4 回の 2 つ目のところに、「第 4 期福岡市障がい福祉計画の進捗状況について」というのがあります。これは現行の福祉計画の P D C A、進捗状況確認をするのと、それから上位の保健福祉総合計画が変わりましたので内容を変えないといけないところがあるかどうか、その辺をご議論いただきたいと思いますところ。

それからここにはないんですけれども、先ほど修正案のところにもありました「障がいを理由とした差別を解消するための福岡市条例」というような、これは仮称ですけれども、そういったものの検討をしていくこととなりましたので、これに対する諮問をどこかでさせていただいて、どこかで検討状況の報告とか実際の条例案の審議等がこれからあると思います。それにつきましてはまだスケジュールが定まっておきませんので、次回以降にそれが出たところでご報告をしたいと思っています。スケジュールは以上でございます。

【会長】 どうもありがとうございました。今年度から来年度の 1 回にかけてのスケジュールのご紹介がございました。何かご質問等ございませんでしょうか。

【会長】 それでは引き続き今年度も委員の皆さんにはぜひよろしくお願いします。

以上で本日の議事は終了いたしましたので、事務局のほうにお返ししたいと思います。

【事務局】 どうもありがとうございました。

委員の皆さまにおかれましては本当にお疲れさまでございました。貴重なご意見をいただきましたので、このご意見を踏まえて調整を行いたいと思っています。

先ほどもご説明がございましたが、今後、福岡市保健福祉審議会総会のほうで最終的なご審議をいただきまして、その後答申をしていただくという予定でございます。

当分科会につきましては、今回の保健福祉総合計画のご審議については最後ということになりますので、本来であれば保健福祉局長の野見山からご挨拶を申しあげるところでございますが、先ほど申しましたように被災地の支援の対応で欠席させていただいて

おりますので、コメントのほうは私が預かって参っておりますので、それを読み上げさせていただきますという形を取りたいと思います。では読み上げます。

「本日は被災者支援の対応のため、急きょ欠席いたしまして申し訳ございません。現在、福岡市役所全体をあげまして、全力で支援に取り組んでいるところでございます。

委員の皆さまにおかれましては、福岡市保健福祉総合計画の障がい者分野計画の答申案について、7回に渡りまして熱心にご審議いただきましてありがとうございます。おかげをもちまして、大変充実した障がい者分野計画の答申案ができたと考えております。感謝を申し上げます。

また、今回の計画策定にあたりまして委員になっていただきました臨時の委員の皆さまにおかれましては、計画の策定をもちまして任期終了ということになりますが、大変お忙しい中、長期に渡りそれぞれの障がいの当事者あるいは支援という形での立場からいろんな意見をいただきまして、また熱心な議論をいただきまして、心より感謝申し上げます。皆さまにおかれましては、引き続き本市保健福祉施策についてご指導、ご鞭撻をいただきますようよろしくお願いいたします」。以上でございます。

では、先ほども説明がございましたが、次回は7月ごろを予定しております。詳細につきましてはまたご案内させていただきたいと考えております。

以上をもちまして、第1回福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会を閉会させていただきます。資料のうち原案の冊子につきましては、お荷物になりますのでそのまま机のほうに置いていただいて結構でございますのでよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。